

議案第 7 号

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 19 年川崎市条例第 53 号）
の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「6, 400 円」を「7, 500 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

教員特殊業務手当の限度額を引き上げるため、この条例を制定するものである。